



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年11月1日(火) 第10048号

目次

	ページ
告 示	
○家畜伝染病発生報告 (畜産課)	2
病院事業訓令	
○群馬県病院局職員倫理規程 (経営戦略課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第244号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和4年11月1日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	令和4年10月12日	前橋市

■ 病院事業訓令

群馬県病院事業訓令第一号

県庁
専門機関

群馬県病院局職員倫理規程を次のように定める。
令和四年十一月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院局職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができ、環境を整備することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、「職員」とは、病院局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

(総括倫理監督者及び倫理監督者)

第三条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者及び倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は病院局長とし、倫理監督者は病院長とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 職員からの群馬県職員倫理規程(令和四年群馬県訓令甲第八号)第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。

三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 この規程に違反する行為があった場合にその旨を病院事業の管理者の権限を行う知事に報告すること。

4 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し指導及び助言その他の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な措置を講ずるものとする。

5 総括倫理監督者及び倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(補則)

第四条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、群馬県職員倫理規程の例による。この場合において、群馬県職員倫理規程第二条第二項中「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第十五号)第八条の二」とあるのは、「群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)第五条」とする。

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
